

議案第89号

みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年12月 8日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、佐賀県人事委員会の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の手当の額の改定を行うため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(みやき町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 みやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第21条中「（附則第13項において「年間の勤務時間数」という。）」を削る。

第22条第1項中「及び附則第11項第3号」を削り、同条第4項中「。附則第11項第3号において同じ。」を削る。

第25条第1項中「及び附則第11項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第11項第4号」を削り、「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附則第11項から第14項までを削る。

第2条 みやき町職員の給与に関する条例（平成17年みやき町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

(みやき町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 みやき町職員の育児休業等に関する条例（平成17年みやき町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

(みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年みやき町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（みやき町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(勤勉手当の内払)

3 第1条の規定による改正後の給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在\_\_\_\_\_ )において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条\_\_\_\_\_ においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号

第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第11項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第11項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号

に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項\_\_\_\_\_において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員

当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

1～10 (略)

に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員

当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

1～10 (略)

11 平成29年3月31日までの間、職員（職務の級が6級である者（再任用職員を除く。）であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号

に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第13項及び第14項において「最低号給に達しない場合」という。））にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第13項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 管理職手当 当該特定職員が受けるべき給料月額に当該特定職員に支給される管理職手当に係る規則に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合）にあっては、当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額に当該特定職員に支給される管理職手当に係る規則に規定する割合を乗じて得た額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た

額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第25条第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第22条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第14項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項前段に規定する割合を乗じて得た



額)

(5) 第27条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第27条第1項 前各号に定める額

イ 第27条第2項又は第3項 第1号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第27条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第27条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

12 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

13 附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第15条、第16条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第21条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を年間の勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

14 附則第11項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

みやき町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p> <p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員</p> <p>当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p> <p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員</p> <p>当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p>

みやき町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第3条関係）

改 正 後	改 正 前										
附 則 1～3 （略）	附 則 1～3 （略） 4 <u>育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第11項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>										
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">給与条例附則第11項第1号</td> <td style="text-align: center;">号給の給料月額に</td> <td style="text-align: center;">号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">を減じた額</td> <td style="text-align: center;">に算出率を乗じて得た額を減じた額</td> </tr> </table>	給与条例附則第11項第1号	号給の給料月額に	号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に		を減じた額	に算出率を乗じて得た額を減じた額				
給与条例附則第11項第1号	号給の給料月額に	号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に									
	を減じた額	に算出率を乗じて得た額を減じた額									
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">給与条例附則第11項第3号及び第4号</td> <td style="text-align: center;">受けるべき給料月額に</td> <td style="text-align: center;">受けるべき給料月額を算出率で除して得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">給料月額減額基礎額</td> <td style="text-align: center;">給料月額を算出率で除して得た額に</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">給料月額減額基礎額</td> <td style="text-align: center;">給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額</td> </tr> </table>	給与条例附則第11項第3号及び第4号	受けるべき給料月額に	受けるべき給料月額を算出率で除して得た額		給料月額減額基礎額	給料月額を算出率で除して得た額に		給料月額減額基礎額	給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額	
給与条例附則第11項第3号及び第4号	受けるべき給料月額に	受けるべき給料月額を算出率で除して得た額									
	給料月額減額基礎額	給料月額を算出率で除して得た額に									
	給料月額減額基礎額	給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額									

みやき町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>附 則 1～3 （略）</p>	<p>附 則 1～3 （略）</p> <p><u>（みやき町職員の給与に関する条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u></p> <p><u>4 みやき町職員の給与に関する条例附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第27条第3項の規定の適用については、同項中「第21条」とあるのは「附則第13項」とする。</u></p>